

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

規 則	
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課) 1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 1
訓 令	
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(文書課) 1
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………	(人事課) 2
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) 3
北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部	
○消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令……………	(消費者安全課) 4

## 規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
令和7年3月31日  
北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第26号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則  
(北海道職員倫理規則の一部改正)

**第1条** 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 イノベーション推進監

別表第1中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号の前に次の1号を加える。

15 次世代社会戦略監

(北海道青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

**第2条** 北海道青少年健全育成条例施行規則(昭和30年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「保健福祉部」を「環境生活部」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第27号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。

農政部の項13の事項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改め、同事項に次のように加える。

(4) 同法第11条第1項の規定による承認を受けた者に対する報告の徴収に関すること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 北海道訓令第3号

本 庁  
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表の付表中「イノベーション推進局改革推進課」を「イノベーション推進局行政マネジメント推進課」に、「改革」を「行推」に、「イノベーション推進局財産課」を「イノベーション推進局財産活用課」に、

「国際局国際課  
次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課  
次世代社会戦略局科学技術振興課」を  
「国際  
デジ推  
科 技」を

「計画局科学技術振興課 国際局国際課	科 技 国 際	に、
「地域行政局市町村課 地域行政局行政連携課	市 町 村 行 連	を
「地域行政局市町村課	市 町 村	に、
「くらし安全局消費者安全課	消 安	を
「くらし安全局消費生活課 くらし安全局地域安全課	消 生 地 安	に、
「ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課 地域経済局中小企業課 産業振興局産業振興課 産業振興局スタートアップ推進室 産業振興局次世代半導体戦略室	ゼ 産 中 企 産 振 ス タ 推 半 導 体	を
「GX推進局GX推進課 AI・DX推進局DX推進課 AI・DX推進局次世代半導体戦略室 地域経済局中小企業課 産業振興局産業振興課	G X D X 半 導 体 中 企 産 振	に、
「競馬事業室	競 馬	を
「競馬事業室 食料安全保障推進局	競 馬 食 安	に、
「建築局計画管理課 建築局建築保全課	建 計 建 保	を
「建築局計画管理課	建 計	に改める。

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

**北海道訓令第4号**

本 庁  
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北海道自家用電気工作物保安規程の一部改正)

**第1条** 北海道自家用電気工作物保安規程(昭和42年北海道訓令第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財産課  
財産企画担当課長」を「財産活用課  
保全担当課長」に改める。

(北海道共同研究規程の一部改正)

**第2条** 北海道共同研究規程(昭和60年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第7条第4項中「総合政策部次世代社会戦略監」を「総合政策部長」に改める。

(北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正)

**第3条** 北海道職員の勤務発明等に関する規程(昭和60年北海道訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「総合政策部次世代社会戦略監」を「総合政策部長」に改め、同条第3項中「総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課長」を「総合政策部計画局科学技術振興課長」に改める。

第18条中「総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課」を「総合政策部計画局科学技術振興課」に改める。

(競争入札参加者審査委員会規程の一部改正)

**第4条** 競争入札参加者審査委員会規程(昭和48年北海道訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「イノベーション推進局財産課財産企画担当課長」を「イノベーション推進局財産活用課保全担当課長」に改める。

(北海道建築物等保全規程の一部改正)

**第5条** 北海道建築物等保全規程(平成18年北海道訓令第9号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北海道訓令第5号

本 庁  
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「水産振興課及び森林活用課」を「成長産業課」に改める。

第4条の2中「、次世代社会戦略監」を削り、「ゼロカーボン推進監」の次に「、次世代社会戦略監」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項に次の1項を加える。

28 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の施行に関する事務

- (1) 第24条第1項の規定に基づき、自動販売機等の設置の届出を受理すること。
- (2) 第24条第2項の規定に基づき、届出に係る事項の変更の届出又は使用の廃止の届出を受理すること。
- (3) 第26条第1項の規定に基づき、届出済証を交付すること。
- (4) 第26条第2項の規定に基づき、届出済証の再交付申請を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第24項を削り、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第1項中第17号を第18号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「第51条第3項及び第4項」を「第51条第4項及び第5項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 第51条第3項の規定に基づき、命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第5項中第23号を第24号とし、同項第22号中「第15条の4第2項」を「第16条第2項」に改め、同号を同項第23号とし、同項第21号中「第15条の4第1項」を「第16条第1項」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第20号を第21号とし、第9号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第13条第5項の規定に基づき、市町村に対し、農林水産省令で定める事項を記載した書面の提出を求めること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項（石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局に限る。）第19項中「、第3号から第6号まで及び第9号から第18号」を「及び第3号から第10号」に改め、同項第1号中「第8条」を「第7条」に改め、同項第2号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第3号中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「第17条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号から第9号までを削り、同項第10号中「第35条第1項（第36条第2項）」を「第30条第1項（第31条第2項）」に改め、同号を同項第5号とし、同項第11号中「第35条第3項（第36条第2項）」を「第30条第3項（第31条第2項）」に改め、同号を同項第6号とし、同項第12号中「第37条」を「第32条」に改め、同号を同項第7号とし、同項第13号中「第38条」を「第33条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第14号中「第39条」を「第34条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第15号から第17号までを削り、同項第18号中「第11条又は第29条」を「第13条又は第28条」に改め、同号を同項第10号とする。

別表第5の39の事項中「、第3号から第6号まで及び第9号から第18号」を「及び第3号から第10号」に改め、同事項第1号中「第8条」を「第7号」に改め、同事項第2号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同事項第3号中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同事項第4号及び第5号を削り、同事項第6号中「第17条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を第4号とし、同事項第7号から第9号までを削り、同事項第10号中「第35条第1項（第36条第2項）」を「第30条第1項（第31条第2項）」に改め、同号を同事項第5号とし、同事項第11号中「第35条第3項（第36条第2項）」を「第30条第3項（第31条第2項）」に改め、同号を同事項第6号とし、同事項第12号中「第37条」を「第32条」に改め、同号を同事項第7号とし、同事項第13号中「第38条」を「第33条」に改め、同号を同事項第8号とし、同事項第14号中「第39条」を「第34条」に改め、同号を同事項第9号とし、同事項第15号から第17号までを削り、同事項第18号中「第11条又は第29条」を「第13条又は第28条」に改め、同号を同事項第10号とする。

別表第6の職員監、危機管理監、イノベーション推進監、グローバル戦略推進監、次世代社会戦略監、地域振興監、交通企画監、アイヌ政策監、感染症対策監、子ども応援社会推進監、観光振興監、食産業振興監、ゼロカーボン推進監、食の安全・みどりの農業推進監、森と海の未来づくり推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「、次世代社会戦略監」を削り、「ゼロカーボン推進監」の次に「、次世代社会戦略監」を加え、同表中「副所長 総務研修課長」を「総務研修課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北 海 道  
北海道教育委員会訓令  
北海道警察本部

北 海 道  
北海道教育委員会訓令第1号  
北海道警察本部

庁 中 一 般  
部 局

消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北 海 道 知 事 鈴 木 直 道  
北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明  
北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令

消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監」に改める。

第6条第4項中「環境生活部くらし安全局消費者安全課長」を「環境生活部くらし安全局消費生活課長」に改める。

第7条中「環境生活部くらし安全局消費者安全課」を「環境生活部くらし安全局消費生活課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。